



号外第105号
令和5年
12月25日(月)
火曜日発行

— 目 次 —

(※は県例規集登載事項)

規 則

※福井県技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則および福井
県技能労務職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規
則(三〇・人事課)……………二

人事委員会規則

※福井県一般職の職員等の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則(二六
)

※福井県一般職の職員等の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則(二七
)

※通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則(二八)……………八

※初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則(二九)……………一二

※初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(三〇)……………一五

※福井県職員等の定年等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則の一部を改
正する規則(三一)……………一九

規則

福井県技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則および福井県技能労務職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年十二月二十五日

福井県知事 杉本 達治

福井県規則第三十号

福井県技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則および福井県技能労務職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

(福井県技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部改正)

第一条 福井県技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則(昭和三十二年福井県規則第三十二号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給料)</p> <p>第二条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、寒冷地手当、特勤勤務手当(一般職給与条例第十二条の三の規定による手当を含む。)、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、期末手当、勤</p>	<p>(給料)</p> <p>第二条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、寒冷地手当、特勤勤務手当(一般職給与条例第十二条の三の規定による手当を含む。)、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、期末手当、勤</p>

別表第一を次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

技 能 労 務 職 員 給 料 表

職員の 区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級
		給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円
	1	147,100	200,200	219,900
	2	148,100	201,200	221,000
	3	149,100	202,200	221,900
	4	150,100	203,000	222,800
	5	151,200	203,700	223,800
	6	152,300	205,200	225,100
	7	153,400	206,500	226,300
	8	154,400	207,600	227,400
	9	155,300	208,900	228,700
	10	156,400	209,600	230,300
	11	157,500	210,400	231,800
	12	158,600	211,100	233,000
	13	159,500	212,200	234,100
	14	160,600	213,100	235,300
	15	161,800	214,000	236,500
	16	162,900	214,800	237,400
	17	164,000	215,700	238,000
	18	165,400	216,700	238,400
	19	166,700	217,600	238,800
	20	167,900	218,500	239,300
	21	169,000	219,200	239,800
	22	170,200	220,000	241,100
	23	171,400	220,800	242,300
	24	172,600	221,400	243,200
	25	173,700	222,100	244,300
	26	175,200	222,600	245,500
	27	176,700	223,000	246,700
	28	178,200	223,500	247,900
	29	179,600	224,100	248,700
	30	181,000	225,100	249,800
	31	182,500	226,000	251,000
	32	184,000	226,600	252,100
	33	185,400	227,100	253,200
	34	187,100	228,100	254,100
	35	188,800	229,100	255,000
	36	190,500	230,100	256,000
	37	192,200	230,600	257,000
	38	193,300	231,700	257,800
	39	194,700	232,800	258,600
	40	195,800	233,800	259,500
	41	196,800	234,500	260,400
	42	198,200	235,500	261,300
	43	199,400	236,400	262,200
	44	200,600	237,200	263,200

定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	45	202,100	238,000	263,800
	46	203,100	238,800	264,700
	47	204,000	239,500	265,700
	48	205,100	240,100	266,600
	49	206,200	240,700	267,600
	50	207,200	241,600	268,400
	51	208,100	242,500	269,200
	52	209,100	243,300	269,900
	53	210,200	244,200	270,500
	54	211,200	245,100	271,300
	55	212,100	245,700	272,100
	56	213,000	246,400	272,900
	57	213,900	247,200	273,500
	58	214,500	247,900	274,400
	59	215,200	248,600	275,300
	60	216,000	249,200	276,200
	61	216,800	249,800	277,100
	62	217,300	250,600	278,100
	63	217,800	251,400	278,900
	64	218,300	252,000	279,800
	65	218,800	252,600	280,600
	66	219,400	253,100	281,400
	67	220,000	253,500	282,200
	68	220,500	253,900	282,900
	69	220,800	254,600	283,500
	70	221,100	255,100	284,300
	71	221,400	255,500	285,100
	72	221,700	255,800	285,800
	73	221,900	256,000	286,500
	74	222,300	256,300	287,200
	75	222,600	256,700	287,900
	76	223,000	257,100	288,700
	77	223,200	257,400	289,200
	78	223,700	257,800	289,700
	79	224,000	258,200	290,100
	80	224,300	258,600	290,500
	81	224,600	258,900	290,900
	82	224,900	259,200	291,300
	83	225,200	259,500	291,800
	84	225,500	259,700	292,300
	85	225,800	259,900	292,600
	86	226,100	260,100	293,100
	87	226,400	260,400	293,700
	88	226,700	260,700	294,200
	89	227,000	260,900	294,500
	90	227,400	261,100	295,000
	91	227,700	261,400	295,500
	92	228,000	261,600	295,800
	93	228,200	261,900	296,200

	94	228,500	262,200	296,700
	95	228,800	262,500	297,200
	96	229,100	262,700	297,700
	97	229,300	262,900	298,000
	98	229,600	263,200	298,400
	99	229,800	263,400	298,900
	100	230,100	263,700	299,400
	101	230,400	264,000	299,800
	102	230,600	264,200	300,200
	103	230,900	264,500	300,500
	104	231,200	264,800	300,800
	105	231,500	265,000	301,100
	106	232,000	265,200	301,500
	107	232,300	265,500	301,900
	108	232,600	265,700	302,300
	109	232,800	266,000	302,600
	110	233,200	266,300	303,000
	111	233,600	266,600	303,400
	112	233,900	266,800	303,700
	113	234,100	267,000	303,900
	114	234,600	267,300	304,200
	115	235,100	267,500	304,500
	116	235,600	267,700	304,700
	117	235,900	268,000	304,900
	118	236,300	268,300	305,200
	119	236,700	268,600	305,500
	120	237,000	268,900	305,700
	121	237,400	269,100	305,900
	122		269,300	306,200
	123		269,600	306,500
	124		269,900	306,700
	125		270,100	306,900
	126		270,300	307,200
	127		270,600	307,500
	128		270,900	307,700
	129		271,100	307,900
	130		271,300	308,200
	131		271,600	308,500
	132		271,900	308,700
	133		272,100	308,900
	134		272,300	
	135		272,600	
	136		272,900	
	137		273,100	
定年前 再任用 短時間 勤務 職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 188,700	円 205,700	円 224,200

(福井県技能労務職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)
 第二条 福井県技能労務職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和三十二年福井県規則第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表中

55	63	40	51	「
55	63	41	51	46
55	63	41	51	46
56	64	42	52	47
56	64	42	52	47
56	64	43	52	48
57	65	43	52	48
57	65	44	52	49
58	65	「	53	49
58	65	を	53	50
58	65	」	53	50
59	66	33	53	51
59	66	34	53	51
59	66	34	54	52
60	66	35	54	52
60	66	35	54	53
60	67	36	54	53
61	67	36	54	54
61	67	37	55	54
61	67	38	55	55
62	67	39	55	55
62	68	40	55	56
62	68	41	55	56
63	68	42	」	56
63	68	43	に、	56
64	68	」	」	56
64	69	に、	18	57
64	69	」	19	57
65	69	50	20	57
65	69	51	21	57
65	69	52	21	58
66	70	53	22	58
66	70	53	22	58
66	70	53	23	58
66	70	54	23	58
67	70	54	24	59
67	70	54	」	59
67	71	55	を	59
67	71	55	17	」
67	71	55	18	を
67	71	56	18	」
67	」	56	19	45
67	を	56	19	46
67	」	57	20	46
67	49	57	20	46
67	50	58	21	46
67	50	58	22	47
67	50	58	23	47
67	51	59	」	47
67	51	59	に、	48
67	52	60	」	48
67	52	60	」	48
67	53	61	34	49
67	53	61	35	49
67	53	61	36	49
67	54	62	37	50
67	54	62	38	50
67	54	62	39	50

附則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第一条中福井県技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則第二条の改正規定は、令和六年四月一日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の福井県技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則別表第一の規定および第二条の規定による改正後の福井県技能労務職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(次項において「改正後の基準に関する規則」という。)の規定は、令和五年四月一日から適用する。(昇格等に伴う経過措置)
- 3 令和五年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員および昇給または復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動があった職員のうち、改正後の基準に関する規則の規定による号給が第二条の規定による改正前の福井県技能労務職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(以下この項において「改正前の基準に関する規則」という。)の規定による号給に達しない職員の、当該適用または異動の日における号給については、改正後の基準に関する規則の規定にかかわらず、改正前の基準に関する規則の規定による号給とする。
- 4 この規則の施行の日から令和六年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員および降格、昇給または復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動があった職員(個別に知事の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。)のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用または異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。(雑則)
- 5 前二項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

人事委員会規則

福井県一般職の職員等の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年十二月二十五日

福井県人事委員会 委員長 野村 直之

福井県人事委員会規則第二十六号

福井県一般職の職員等の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福井県一般職の職員等の給与に関する条例施行規則（昭和三十二年福井県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

(勤勉手当の支給)
第三十一条 (略)

259 (略)

10 成績率は、六月に支給する場合には百分の二百（特定幹部職員にあつては百分の二百四十、地方公務員法第二十二条の四第一項または第二十二条の五第一項の規定により採用された職員にあつては百分の九十五（特定幹部職員にあつては百分の百十五））以下、十二月に支給する場合には百分の二百十（特定幹部職員にあつては百分の二百五十、地方公務員法第二十二条の四第一項または第二十二条の五第一項の規定により採用された職員にあつては百分の百）（特定幹部職員にあつては百分の百二十））以下の範囲内で任命権者が定めるものとする。

11 (略)

(勤勉手当の支給)
第三十一条 (略)

259 (略)

10 成績率は、百分の二百（特定幹部職員にあつては百分の二百四十、地方公務員法第二十二条の四第一項または第二十二条の五第一項の規定により採用された職員にあつては百分の九十五（特定幹部職員にあつては百分の百十五））以下の範囲内で任命権者が定めるものとする。

11 (略)

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福井県一般職の職員等の給与に関する条例施行規則の規定は、令和五年四月一日から適用する。

福井県一般職の職員等の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年十二月二十五日

福井県人事委員会 委員長 野村 直之

福井県人事委員会規則第二十七号

福井県一般職の職員等の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福井県一般職の職員等の給与に関する条例施行規則（昭和三十二年福井県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

(勤勉手当の支給)
第三十一条 (略)

2(9) (略)

10 成績率は、百分の二百五(特定幹部職員にあつては百分の二百四十五、地方公務員法第二十二條の四第一項または第二十二條の五第一項の規定により採用された職員にあつては百分の九十七・五(特定幹部職員にあつては百分の百十七・五))以下の範囲内で任命権者が定めるものとする。

11 (略)

附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年十二月二十五日

福井県人事委員会 委員長 野村 直之

福井県人事委員会規則第二十八号

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当の支給に関する規則(昭和三十三年福井県人事委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

(普通交通機関等に係る通勤手当の額の算出の基準)

第六条 普通交通機関等(新幹線鉄道等)以外の交通機関等をいう。以下同じ。
に係る通勤手当の額は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路および方法により算出するものとする。

(通勤の実情に変更を生ずる職員)

第十条 条例第十一条第四項の人事委員会規則で定める職員は、通常の通勤の経路および方法による場合には公署を異にする異動または在勤する公署の移転前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる職員で、新幹線鉄道等を利用しなければ通勤することが人事委員会の定める基準に照らして困難であると認められるものとする。

改正前

(勤勉手当の支給)
第三十一条 (略)

2(9) (略)

10 成績率は、六月に支給する場合には百分の二百(特定幹部職員にあつては百分の二百四十、地方公務員法第二十二條の四第一項または第二十二條の五第一項の規定により採用された職員にあつては百分の九十五(特定幹部職員にあつては百分の百十五))以下、十二月に支給する場合には百分の二百十(特定幹部職員にあつては百分の二百五十、地方公務員法第二十二條の四第一項または第二十二條の五第一項の規定により採用された職員にあつては百分の百)以下(特定幹部職員にあつては百分の百二十)以下の範囲内で任命権者が定めるものとする。

11 (略)

改正前

(普通交通機関等に係る通勤手当の額の算出の基準)

第六条 普通交通機関等(特別急行列車等)以外の交通機関等をいう。以下同じ。
に係る通勤手当の額は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路および方法により算出するものとする。

(通勤の実情に変更を生ずる職員)

第十条 条例第十一条第四項の人事委員会規則で定める職員は、通常の通勤の経路および方法による場合には公署を異にする異動または在勤する公署の移転前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる職員で、特別急行列車等を利用しなければ通勤することが人事委員会の定める基準に照らして困難であると認められるものとする。

(異動等の直前の住居に相当する住居)

第十一条 条例第十一条第四項の人事委員会規則で定める住居は、公署を異にする異動または在勤する公署の移転の日以後に転居する場合において、新幹線鉄道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居および人事委員会がこれに準ずると認める住居とする。

(新幹線鉄道等の利用の基準)

第十二条 条例第十一条第四項および第五項の人事委員会規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 新幹線鉄道等(高速自動車国道等の有料の道路を除く。)を利用する場合には、その利用により通勤時間がおおむね二十分以上短縮されることまたはその利用により得られる通勤事情の改善がこれに相当すると人事委員会が認めるものであること。

二 (略)

(新幹線鉄道等に係る通勤手当の額の算出の基準)

第十三条 新幹線鉄道等に係る通勤手当の額は、運賃等、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる新幹線鉄道等を利用する場合における通勤の経路および方法により算出するものとする。

2 第七条の規定は、新幹線鉄道等に係る通勤手当の額の算出について準用する。

3 第八条の規定は、条例第十一条第四項第一号に規定する特別料金等の額の二分の一に相当する額の算出について準用する。この場合において、第八条第一項中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、同項第一号中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、「価額」とあるのは「価額の二分の一に相当する額」と、同項第二号中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、「運賃等」とあるのは「特別料金等の額の二分の一に相当する」と、同条第二項中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と読み替えるものとする。

(給料表適用の直前の住居に相当する住居)

第十四条 条例第十一条第五項の人事委員会規則で定める住居は、給料表の適用を受ける職員となった日以後に転居する場合において、新幹線鉄道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居および人事委員会がこれに準ずると認める住居とする。

第十六条 条例第十一条第五項の任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員は、人事交流等により給料表の適用を受ける職員となった者のうち、当該適用の直前の勤務地と所在する地域を異にする公署に在勤することとなった

(異動等の直前の住居に相当する住居)

第十一条 条例第十一条第四項の人事委員会規則で定める住居は、公署を異にする異動または在勤する公署の移転の日以後に転居する場合において、特別急行列車等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居および人事委員会がこれに準ずると認める住居とする。

(特別急行列車等の利用の基準)

第十二条 条例第十一条第四項および第五項の人事委員会規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 特別急行列車等(高速自動車国道等の有料の道路を除く。)を利用する場合には、その利用により通勤時間がおおむね二十分以上短縮されることまたはその利用により得られる通勤事情の改善がこれに相当すると人事委員会が認めるものであること。

二 (略)

(特別急行列車等に係る通勤手当の額の算出の基準)

第十三条 特別急行列車等に係る通勤手当の額は、運賃等、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる特別急行列車等を利用する場合における通勤の経路および方法により算出するものとする。

2 第七条の規定は、特別急行列車等に係る通勤手当の額の算出について準用する。

3 第八条の規定は、条例第十一条第四項第一号に規定する特別料金等の額の二分の一に相当する額の算出について準用する。この場合において、第八条第一項中「普通交通機関等」とあるのは「特別急行列車等」と、同項第一号中「普通交通機関等」とあるのは「特別急行列車等」と、「価額」とあるのは「価額の二分の一に相当する額」と、同項第二号中「普通交通機関等」とあるのは「特別急行列車等」と、「運賃等」とあるのは「特別料金等の額の二分の一に相当する」と、同条第二項中「普通交通機関等」とあるのは「特別急行列車等」と読み替えるものとする。

(給料表適用の直前の住居に相当する住居)

第十四条 条例第十一条第五項の人事委員会規則で定める住居は、給料表の適用を受ける職員となった日以後に転居する場合において、特別急行列車等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居および人事委員会がこれに準ずると認める住居とする。

第十六条 条例第十一条第五項の任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員は、人事交流等により給料表の適用を受ける職員となった者のうち、当該適用の直前の勤務地と所在する地域を異にする公署に在勤することとなった

ことに伴い、通常の通勤の経路および方法による場合には当該適用前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる者で、新幹線鉄道等を利用しなければ通勤することが人事委員会の定める基準に照らして困難であると認められるものとする。

第十七条 条例第十一条第五項の同条第四項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- 一 次に掲げる事由が生じた職員のうち、条例第十一条第一項第一号または第三号に掲げる職員で、当該事由の発生の前直前の住居（当該事由の発生の日以後に転居する場合において、新幹線鉄道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居および人事委員会がこれに準ずると認められる住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等での利用が第十二条に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金を負担することを常例とするもの（当該事由の発生の直前の勤務地と所在する地域を異にする公署に在勤することとなつたことに伴い、通常の通勤の経路および方法による場合には当該事由発生前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生じる職員で、新幹線鉄道等を利用しなければ通勤することが人事委員会の定める基準に照らして困難であると認められるものに限る。）
- イ・ロ (略)

- 二 配偶者（配偶者のない職員にあつては、満十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子）の住居に転居したことに伴い単身赴任手当が支給されないこととなつた職員で、当該住居からの通勤のため、新幹線鉄道等での利用が第十二条に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金を負担することを常例とするもの

三 (略)

(支給日等)

第十七条の二 (略)

2・3 (略)

- 4 条例第十一条第六項の人事委員会規則で定める通勤手当は、次の各号に掲げる通勤手当とし、同項の人事委員会規則で定める期間は、当該通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

一・二 (略)

- 三 職員が二以上の新幹線鉄道等を利用するものとして新幹線鉄道等に係る通

ことに伴い、通常の通勤の経路および方法による場合には当該適用前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる者で、特別急行列車等を利用しなければ通勤することが人事委員会の定める基準に照らして困難であると認められるものとする。

第十七条 条例第十一条第五項の同条第四項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- 一 次に掲げる事由が生じた職員のうち、条例第十一条第一項第一号または第三号に掲げる職員で、当該事由の発生の前直前の住居（当該事由の発生の日以後に転居する場合において、特別急行列車等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居および人事委員会がこれに準ずると認められる住居を含む。）からの通勤のため、特別急行列車等での利用が第十二条に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金を負担することを常例とするもの（当該事由の発生の直前の勤務地と所在する地域を異にする公署に在勤することとなつたことに伴い、通常の通勤の経路および方法による場合には当該事由発生前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生じる職員で、特別急行列車等を利用しなければ通勤することが人事委員会の定める基準に照らして困難であると認められるものに限る。）
- イ・ロ (略)

- 二 配偶者（配偶者のない職員にあつては、満十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子）の住居に転居したことに伴い単身赴任手当が支給されないこととなつた職員で、当該住居からの通勤のため、特別急行列車等での利用が第十二条に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金を負担することを常例とするもの

三 (略)

(支給日等)

第十七条の二 (略)

2・3 (略)

- 4 条例第十一条第六項の人事委員会規則で定める通勤手当は、次の各号に掲げる通勤手当とし、同項の人事委員会規則で定める期間は、当該通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

一・二 (略)

- 三 職員が二以上の特別急行列車等を利用するものとして特別急行列車等に係

勤手当を支給される場合において、条例第十一条第四項第一号に規定する一箇月当たりの特別料金等二分の一相当額(第十八条の二第三項第一号において「一箇月当たりの特別料金等二分の一相当額」という。)の合計額が二万円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位数期間のうち最も長い支給単位数期間

(返納の事由および額等)

第十八条の二 (略)

2 (略)

3 新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る条例第十一条第七項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 一箇月当たりの特別料金等二分の一相当額(二以上の新幹線鉄道等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額。以下この項において「一箇月当たりの特別料金等二分の一相当額等」という。)が二万円以下であつた場合 第一項第二号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る新幹線鉄道等(同号の改定後に一箇月当たりの特別料金等二分の一相当額等が二万円を超えることとなるときは、その者の利用するすべての新幹線鉄道等)、同項第一号、第三号または第四号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用するすべての新幹線鉄道等につき、使用されるべき通用期間の定期券の特別料金等の払戻しを、事由発生月の末日にしたものとして得られる額の二分の一に相当する額(次号において「払戻金二分の一相当額」という。)
- 二 一箇月当たりの特別料金等二分の一相当額等が二万円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- イ ロに掲げる場合以外の場合 二万円に事由発生月の翌月から支給単位数期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額または第一項各号に掲げる事由に係る新幹線鉄道等についての払戻金二分の一相当額のいずれか低い額(事由発生月が支給単位数期間に係る最後の月である場合にあつては、零)

ロ 第十七条の二第四項第三号に掲げる通勤手当を支給されている場合 二万円に事由発生月の翌月から同号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額またはその者の利用するすべての新幹線鉄道等についての払戻金二分の一相当額および人事委員会の定める額の合計額のいずれか低い額(事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあつては、零)

る通勤手当を支給される場合において、条例第十一条第四項第一号に規定する一箇月当たりの特別料金等二分の一相当額(第十八条の二第三項第一号において「一箇月当たりの特別料金等二分の一相当額」という。)の合計額が二万円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位数期間のうち最も長い支給単位数期間

(返納の事由および額等)

第十八条の二 (略)

2 (略)

3 特別急行列車等に係る通勤手当に係る条例第十一条第七項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 一箇月当たりの特別料金等二分の一相当額(二以上の特別急行列車等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額。以下この項において「一箇月当たりの特別料金等二分の一相当額等」という。)が二万円以下であつた場合 第一項第二号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る特別急行列車等(同号の改定後に一箇月当たりの特別料金等二分の一相当額等が二万円を超えることとなるときは、その者の利用するすべての特別急行列車等)、同項第一号、第三号または第四号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用するすべての特別急行列車等につき、使用されるべき通用期間の定期券の特別料金等の払戻しを、事由発生月の末日にしたものとして得られる額の二分の一に相当する額(次号において「払戻金二分の一相当額」という。)
- 二 一箇月当たりの特別料金等二分の一相当額等が二万円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- イ ロに掲げる場合以外の場合 二万円に事由発生月の翌月から支給単位数期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額または第一項各号に掲げる事由に係る特別急行列車等についての払戻金二分の一相当額のいずれか低い額(事由発生月が支給単位数期間に係る最後の月である場合にあつては、零)

ロ 第十七条の二第四項第三号に掲げる通勤手当を支給されている場合 二万円に事由発生月の翌月から同号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額またはその者の利用するすべての特別急行列車等についての払戻金二分の一相当額および人事委員会の定める額の合計額のいずれか低い額(事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあつては、零)

4 (略)

(支給単位期間)

第十八条の三 条例第十一条第八項の人事委員会規則で定める期間は、普通交通機関等または新幹線鉄道等にあつては次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間、駐車場等にあつては一箇月とする。

- 一 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等または新幹線鉄道等 当該普通交通機関等または新幹線鉄道等において発行されている定期券の通用期間のうちそれぞれ六箇月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間(新幹線鉄道等に係る通勤手当を支給されている場合であつて、普通交通機関等に係る定期券および新幹線鉄道等に係る定期券が一体として発行されているときにおける当該普通交通機関等にあつては、当該新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間に相当する期間)
- 二 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等または新幹線鉄道等 一箇月

2 前項第一号に掲げる普通交通機関等または新幹線鉄道等について、次の各号のいずれかに掲げる事由(第一号から第四号までに掲げる事由にあつては、前条第一項各号に掲げる事由に該当する事由に限る。)が前項第一号に定める期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが当該期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月(その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月の前月)までの期間について、同項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。

一〇五 (略)

様式第一号および様式第二号中「普通交通機関等」を「普通交通機関等」に改める。

附則

この規則は、福井県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和五年福井県条例第四十二号)附則第二項第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年十二月二十五日

福井県人事委員会 委員長 野村 直之

福井県人事委員会規則第二十九号

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

附則別表を次のように改める。

4 (略)

(支給単位期間)

第十八条の三 条例第十一条第八項の人事委員会規則で定める期間は、普通交通機関等または特別急行列車等にあつては次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間、駐車場等にあつては一箇月とする。

- 一 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等または特別急行列車等 当該普通交通機関等または特別急行列車等において発行されている定期券の通用期間のうちそれぞれ六箇月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間(特別急行列車等に係る通勤手当を支給されている場合であつて、普通交通機関等に係る定期券および特別急行列車等に係る定期券が一体として発行されているときにおける当該普通交通機関等にあつては、当該特別急行列車等に係る通勤手当に係る支給単位期間に相当する期間)
- 二 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等または特別急行列車等 一箇月

2 前項第一号に掲げる普通交通機関等または特別急行列車等について、次の各号のいずれかに掲げる事由(第一号から第四号までに掲げる事由にあつては、前条第一項各号に掲げる事由に該当する事由に限る。)が前項第一号に定める期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが当該期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月(その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月の前月)までの期間について、同項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。

一〇五 (略)

附則別表

職員の区分 期間の区分	2項職員	3項職員
1年未満	35,800	39,200
1年以上2年未満	35,800	36,400
2年以上3年未満	35,800	33,600
3年以上4年未満	35,800	30,800
4年以上5年未満	35,800	28,000
5年以上6年未満	35,800	25,200
6年以上7年未満	34,500	22,400
7年以上8年未満	33,300	19,600
8年以上9年未満	32,000	16,800
9年以上10年未満	30,700	14,000
10年以上11年未満	29,500	11,200
11年以上12年未満	28,200	8,400
12年以上13年未満	27,000	5,600
13年以上14年未満	25,700	2,800
14年以上15年未満	24,700	1,400
15年以上16年未満	23,700	
16年以上17年未満	22,800	
17年以上18年未満	21,800	
18年以上19年未満	20,800	
19年以上20年未満	19,800	
20年以上21年未満	18,800	
21年以上22年未満	18,400	
22年以上23年未満	18,000	
23年以上24年未満	17,300	
24年以上25年未満	16,900	
25年以上26年未満	16,500	
26年以上27年未満	16,000	
27年以上28年未満	15,600	
28年以上29年未満	15,100	
29年以上30年未満	14,800	
30年以上31年未満	14,600	
31年以上32年未満	14,100	
32年以上33年未満	13,500	
33年以上34年未満	12,900	
34年以上35年未満	12,400	
備考	<p>1 期間の区分欄に掲げる期間は、採用の日または第4条各号に掲げる職員となつた日以後の期間を示す。</p> <p>2 「2項職員」とは第2条第2項に規定する職を占める職員を、「3項職員」とは同条第3項に規定する職を占める職員をいう。</p>	

別表(第6条関係)

職員の区分 期間の区分	1項職員		2項職員	3項職員
	1種	2種		
1年未満	369,500	309,200	51,100	56,000
1年以上2年未満	369,500	309,200	51,100	52,000
2年以上3年未満	369,500	309,200	51,100	48,000
3年以上4年未満	369,500	309,200	51,100	44,000
4年以上5年未満	369,500	309,200	51,100	40,000
5年以上6年未満	369,500	309,200	51,100	36,000
6年以上7年未満	369,500	309,200	49,300	32,000
7年以上8年未満	369,500	309,200	47,500	28,000
8年以上9年未満	369,500	309,200	45,700	24,000
9年以上10年未満	369,500	309,200	43,900	20,000
10年以上11年未満	369,500	309,200	42,100	16,000
11年以上12年未満	369,500	309,200	40,300	12,000
12年以上13年未満	369,500	309,200	38,500	8,000
13年以上14年未満	369,500	309,200	36,700	4,000
14年以上15年未満	369,500	309,200	35,300	2,000
15年以上16年未満	369,500	309,200	33,900	
16年以上17年未満	365,500	305,900	32,500	
17年以上18年未満	361,500	302,600	31,100	
18年以上19年未満	357,500	299,300	29,700	
19年以上20年未満	353,500	296,000	28,300	
20年以上21年未満	349,500	292,700	26,900	
21年以上22年未満	333,800	279,700	26,300	
22年以上23年未満	316,600	265,700	25,700	
23年以上24年未満	299,900	252,200	24,700	
24年以上25年未満	283,000	238,300	24,100	
25年以上26年未満	266,100	224,600	23,500	
26年以上27年未満	245,300	207,000	22,900	
27年以上28年未満	224,900	189,900	22,300	
28年以上29年未満	204,500	172,600	21,500	
29年以上30年未満	183,700	155,000	21,200	
30年以上31年未満	161,800	137,000	20,800	
31年以上32年未満	139,900	118,700	20,200	
32年以上33年未満	118,200	100,800	19,300	
33年以上34年未満	88,200	76,200	18,400	
34年以上35年未満	58,400	51,900	17,700	
備考	1 期間の区分欄に掲げる期間は、採用の日または第4条各号に掲げる職員となつた日以後の期間を示す。 2 この表において「1項職員」とは第2条第1項に規定する職を占める職員を、「2項職員」とは同条第2項に規定する職を占める職員を、「3項職員」とは同条第3項に規定する職を占める職員をいう。 3 この表において「1種」とは第2条第1項第1号に掲げる職を占める職員を、「2種」とは同項第2号に掲げる職を占める職員をいう。			

別表を次のように改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の初任給調整手当の支給に関する規則の規定は、令和五年四月一日から適用する。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年十二月二十五日

福井県人事委員会 委員長 野村 直之

福井県人事委員会規則第三十号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和四十四年福井県人事委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

別表第七イの表中

22	23	24	25	25	25	26	26	26	26	27	27	27	28	28	28	28	29	29	29	30	30	30	30	31	31	31	31	32	32	32	33	33	33	34	34	34	34	35	35	35	36	36	36	37	37	37	37	38	39	40	41	41	41	41	21	22	22	23	23	24	24
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

25	25	26	26	27	27	28	28	29	29	30	30	31	31	31	32	32	33	33	33	34	34	34	34	35	35	35	36	36	36	37	38	39	40	41	41	42	42	43	43	44	44	45	45	46	46	47	47	47	48	48	49	49
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

49	49	50	50	50	50	51	51	51	51	52	52	52	53	53	53	54	54	54	54	55	55	55	55	56	56	56	56	57	57	57	57	57	57	57	58	58	58	58	58	58	58	59	59	59	59	59	59	59	37	38	38
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

38	39	39	40	40	41	42	43	44	45	45	46	46	47	47	48	48	49	49	49	49	50	50	50	50	51	51	51	51	52	52	52	52	52	52	53	53	53	53	54	54	54	54	54	55	55	55	55	55	56	56	56	56	56
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

56	56	56	56	56	57	57	57	57	57	57	57	57	57	57	57	58	58	58	58	58	58	59	55	55	56	56	56	56	56	56	56	57	57	57	57	57	57	57	57	57	57	57	57	57	40	40	40	40	40
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	41	41	41	42	42	42	43	39	39	39	39	39	39	39	39	39	39	39	40	40	40	40	40	40	40	40	41	55	55	56	56	56	56	56	56	56	57	57	57	57	57	57	57	57	57	57	40	40	40	40
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

別表第七ロの表中	70	71	72	73	74	75	76	77	77	78	78	79	79	80	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	93	94	94	94	95	95	95	96	96	96	97	97	97	98	98	99	99	100	100	101	101	101	102	102	103	を
----------	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	---

69	70	70	71	71	72	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	93	94	94	94	95	95	95	96	96	96	97	97	98	98	99	99	100	100	101	に、	54	55	56	57	58
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	----	----	----	----	----	----

別表第七ホの表中	67	49	63	別表第七ニの表中	66	50	67	52	別表第七ハの表中	59
	に、	49	63		67	51	68	52		60
	75	50	63		に改める。	51	を	53		61
	75	51	64		38	52	25	54		62
	75	52	64		39	53	26	55		63
	75	53	65		40	54	26	56		64
	75	53	65		41	55	27	57		65
	75	54	65		41	56	27	57		66
	75	54	65		41	57	28	58		67
	75	54	66		42	57	28	58		68
	75	55	66		42	57	29	59		69
	75	55	66		43	58	29	59		70
	75	56	66		43	58	30	60		71
	76	56	66		43	58	30	60		71
	を	57	67		44	59	31	61		72
	74	57	67		44	59	31	61		を
	74	58	67		44	59	32	61		53
	74	58	67		45	60	32	61		54
	74	59	67		45	60	33	61		54
	74	59	67		46	60	33	62		55
	74	60	67		46	60	34	62		55
	74	60	68		47	60	34	62		56
	74	61	68		47	60	35	62		56
	74	61	68		48	61	35	62		57
	74	61	を		48	61	36	62		58
	74	61	37		49	61	36	62		59
	74	62	38		49	61	37	62		60
	74	62	38		50	61	37	62		61
	75	62	39		50	61	38	63		62
	75	62	39		51	61	38	63		63
	75	62	39		51	61	39	63		64
	75	63	40		52	61	40	63		65
	に改める。	63	40		52	61	40	63		66
		63	41		53	62	41	64		67
		64	41		53	62	41	64		68
		64	42		54	62	42	64		69
		64	42		54	62	42	64		70
		64	43		55	63	43	64		71
		65	43		55	63	43	65		に改める。
		65	44		56	63	44	65		
		65	44		56	63	44	65		
		65	45		57	64	45	66		
		66	45		58	64	45	66		
	66	46	59	64	46	66				
	66	46	60	64	46	66				
	66	47	61	64	47	66				
	67	47	61	64	47	66				
	67	48	62	65	48	67				
	67	48	62	65	48	67				
	67	48	62	65	49	67				
	67	48	62	66	49	67				
	67	48	62	66	50	67				
	67	48	62	66		67				

48
48
48
48
48
48
49
49
49
49
49
49
50
50
50
50
50
50
50
51
51

63
63
を
57
58
58
59
59
60
60
60
60
61
61
61
61
61
62
62
62
62

29
29
30
30
31
31
32
32
33
33
34
34
35
36
36
37
37
38
38
39
39
40
40
41
41
42
42
42
43
43
43
43
44
44
44
45
45
46
46
47

別表第七の表中
26
27
28
29
29
30
30
31
31
32
32
33
33
34
34
35
36
36
37
37
38
38
39
39
40
40
41
41
42
42
43
43
44
45
46
47

別表第七への表中
26
26
27
27
27
27
28
28
28
28
29
29
29
30
30
30
31
31
を
25
26
26
26
26
27
27
27
27
28
28
28
28
29
29
29
30
30

44
44
44
45
45
45
45
46
を
37
38
38
38
39
39
40
40
40
41
41
42
42
42
42
43
43
44
44
45
45
45

33
33
33
33
34
34
34
34
35
35
35
36
36
36
37
37
37
38
38
38
39
39
39
40
40
40
40
41
41
41

39
39
39
39
40
40
40
40
41
41
41
41
42
42
42
42
43
を
17
18
18
18
19
19
20
20
21
21
22
22
23
23
24
24
25
25
26
26
27
27
28
28
29
30
31
32

58
59
に
18
18
19
19
20
20
21
21
21
21
22
22
22
23
23
23
24
24
25
25
26
26
27
27
28
28
29
30
31
32
33
33
34
34
34
35
35
35
36
36
36
37
37
37
38
38
38

30
30
30
31
31
31
32
32
32
33
33
34
34
35
36
36
37
37
38
38
39
39
40
40
41
41
42
42
43
43
44
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
53
54
54
55
55
56
56
57
57
58

44
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
54
55
56
56
57
57
58
58
59
59
60
60
60
61
を
17
18
18
19
19
20
20
21
22
23
24
25
26
26
27
27
28
28
29
29
29

に改める。

に改める。

に、

を

に、

に、

を

を

60		60
60		60
60		60
60		60
60		60
60		60
60		60
	に、	
58		58
58		59
59		59
60		60
60		60
61		61
61		61
62		62
62		62
63		63
63		63
64		64
64		64
65		65
65		65
66		66
66		66
67		67
67		67
	を	
57		57
58		58
58		58
58		59
59		59
59		59
60		60
60		60
61		61
61		61
62		62
62		62
63		63
63		63
64		64
64		64
65		65
66		66
67		67
	に、	

附則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和五年四月一日から適用する。

(経過措置)

2 令和五年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員および昇給、降号または復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動があった職員のうち、改正後の規則の規定による号給が改正前の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定による号給に達しない職員の、当該適用または異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とする。

3 この規則の施行の日から令和六年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員および降格、昇給、降号または復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動があった職員（個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用または異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

福井県職員等の定年等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年十二月二十五日

福井県人事委員会 委員長 野村 直之

福井県人事委員会規則第三十一号

福井県職員等の定年等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

福井県職員等の定年等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則（令和五年福井県人事委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

附則

1 (施行期日)

(略)

2 (定義)

附則

1 (施行期日)

(略)

2 (定義)

<p>3 (令和四年改正定年条例附則第二条第二項の人事委員会規則で定める職および職員) (略)</p>	<p>4 6 (略)</p>	<p>7 13 (暫定再任用に関する経過措置) (略)</p>	<p>14 15 (福井県職員等の退職手当に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置) (福井県一般職の職員等の給与に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)</p>	<p>16 17 (給料の調整額の支給に関する規則の一部改正に伴う経過措置) (略)</p>	<p>18 20 (通勤手当の支給に関する規則の一部改正に伴う経過措置) (略)</p>	<p>21 次に掲げる事由が生じた暫定再任用職員のうち、福井県一般職の職員等の給与に関する条例第十一条第一項第一号または第三号に掲げる職員であつて、第五条の規定による改正後の通勤手当の支給に関する規則第十七条第一号に規定する当該事由の発生の直前の住居からの通勤のため、新幹線鉄道等での利用が同規則第十二条に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金を負担することを常例とするものは、同条例第十一条第五項の同条第四項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる人事委員会規則で定める職員とする。 一・二 (略)</p>	<p>22 (義務教育等教員特別手当の支給に関する規則の一部改正に伴う経過措置) (略)</p>	<p>23 (単身赴任手当の支給に関する規則の一部改正に伴う経過措置) (略)</p>	<p>24 26 (管理職員特別勤務手当に関する規則の一部改正に伴う経過措置) (略)</p>	<p>27 (福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置) (略)</p>	<p>28 29 (略)</p>
<p>3 (福井県職員等の定年等に関する条例施行規則の一部改正に伴う令和四年改正定年条例附則第二条第一項の規定による勤務の延長に関する経過措置) (略)</p>	<p>4 6 (略)</p>	<p>7 13 (暫定再任用に関する経過措置) (略)</p>	<p>14 15 (福井県職員等の退職手当に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置) (福井県一般職の職員等の給与に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)</p>	<p>16 17 (給料の調整額の支給に関する規則の一部改正に伴う経過措置) (略)</p>	<p>18 20 (通勤手当の支給に関する規則の一部改正に伴う経過措置) (略)</p>	<p>21 次に掲げる事由が生じた暫定再任用職員のうち、福井県一般職の職員等の給与に関する条例第十一条第一項第一号または第三号に掲げる職員であつて、第五条の規定による改正後の通勤手当の支給に関する規則第十七条第一号に規定する当該事由の発生の直前の住居からの通勤のため、特別急行列車等での利用が同規則第十二条に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金を負担することを常例とするものは、同条例第十一条第五項の同条第四項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる人事委員会規則で定める職員とする。 一・二 (略)</p>	<p>22 (義務教育等教員特別手当の支給に関する規則の一部改正に伴う経過措置) (略)</p>	<p>23 (単身赴任手当の支給に関する規則の一部改正に伴う経過措置) (略)</p>	<p>24 26 (管理職員特別勤務手当に関する規則の一部改正に伴う経過措置) (略)</p>	<p>27 (福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置) (略)</p>	<p>28 29 (略)</p>

30
～
33
(福井県職員の退職管理に関する規則の一部改正に伴う経過措置)
(略)

附 則

この規則は、福井県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和五年福井県条例第四十二号）附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

30
～
33
(福井県職員の退職管理に関する規則の一部改正に伴う経過措置)
(略)

令和五年十二月二十五日発行
発行人 千九一〇一八五八〇
福井県福井市大手三丁目十七番一號
福井県